

主な事業の内容

- ① 預金および定期積金の受け入れ
- ② 資金の貸付および手形の割引
- ③ 為替取引
- ④ 上記①～③の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 1. 債務の保証または手形の引き受け
 2. 有価証券(5に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するものおよび短期社債等を除く)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く)または有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものまたは書面取り次ぎ行為に限る)
 3. 有価証券の貸付
 4. 国債証券、地方債証券もしくは政府保証債券(以下「国債証券等」という)の引き受け(売り出しの目的をもってするものを除く)ならびに当該引き受けに係る国債証券等の募集の取り扱いおよびね返り玉の買い取り
 5. 金銭債権の取得または譲渡およびこれに付随する業務
 6. 短期社債等の取得または譲渡
 7. 次に掲げる者の業務の代理
株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人福祉医療機構、日本銀行、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人環境再生保全機構、一般社団法人しんきん保証基金、一般社団法人全国石油協会、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、公益財団法人不動産流通推進センター、公益財団法人大阪産業局、西日本建設業保証株式会社
 8. 次に掲げる者の業務の代理または媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る)
イ 金庫(信用金庫および信用金庫連合会)
 9. 信託会社または信託業務を営む金融機関の業務の代理または媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る)
三井住友信託銀行株式会社、株式会社朝日信託、信金中央金庫、株式会社山田エスクロー信託
 10. 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取り扱い
 11. 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 12. 振替業

13. 両替
14. デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く)であって信用金庫法施行規則で定めるもの(5に掲げる業務に該当するものを除く)
15. 金融等デリバティブ取引(5および14に掲げる業務に該当するものを除く)
16. 地域活性化等業務(信用金庫法施行規則で定めるもの)
17. 金の取り扱い

⑤ 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記④により行う業務を除く)

⑥ 法律により信用金庫が営むことのできる業務

1. 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
2. 地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託
3. 当せん金付証券法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証券の販売事務等
4. スポーツ振興投票の実施等に関する法律の定めるところにより、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの委託または独立行政法人日本スポーツ振興センターの承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行うスポーツ振興投票券の販売業務等
5. 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)により行う業務
6. 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申し込みの受付および保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定および求償権の管理回収業務を除く)
7. 電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務
8. 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号)第54条第1項により行う共済募集
9. 事業性融資の推進等に関する法律(令和6年法律第52号)により行う企業価値担保権に関する信託業務

信金中央金庫と信用金庫の関係

信金中央金庫は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として、昭和25年に設立されました。

信金中央金庫は、「信用金庫の中央金融機関としての役割」

と「個別金融機関としての役割」を併せ持つ金融機関として、会員信用金庫と一体となって業務を行っています。

また、平成12年には優先出資を東京証券取引所に上場しています。

信金中央金庫の機能

●持続可能な社会を実現する機能

信用金庫の多様な業務をサポートし、顧客ニーズの多様化・高度化に信用金庫が迅速に対応できるよう、中小企業のビジネスマッチングや海外展開、個人の資産形成、相続、地域創生、デジタルの活用に取り組んでいます。

●信用金庫のセントラルバンク機能

信用金庫の収益力向上や健全性確保などに向けて、信用金庫のセントラルバンクとして、コンサルティング機能のさらなる強化や信用金庫業界のサイバーセキュリティ対策のほか、信用金庫経営力強化制度等の適時・適切な運営を通じて、信用金庫業界の信用秩序の維持に万全を期しています。

●機関投資家としての機能

全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した資金を、国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用しています。また、グローバルに投融資を行っている金融グループとして持続可能な社会の実現に向け、ESG投融資等を推進しています。